

## 総 説

## スイス誓約同盟とシュヴァーベン同盟

柳澤 伸一\*

## &lt;要 旨&gt;

通説は、スイス誓約同盟が、1499年のシュヴァーベン・スイス戦争に勝利することで、神聖ローマ帝国から事実上独立できた、とする。皆川の近著も、この通説を踏襲している。すなわち、誓約同盟のベルン市の一市民、レーブリンがシュヴァーベン同盟のウルム市に対して行ったフェーデを例証として、帝国から独立した誓約同盟と帝国内のシュヴァーベン同盟との間には、帝国の司法の場を含めて、いかなる共通の裁判権威も存在せず、紛争を解決するには、政治交渉か暴力の道しか残されていなかったと断じ、両者の関係を国際関係と結論付けるのである。

しかし、誓約同盟とシュヴァーベン同盟の間にいかなる共通の裁判権威もなかったと決め付けることは早計である。というのは、皆川が論拠としているレーブリン家のフェーデ自体、仲裁裁判によって解決の道筋を付けられたこと、1495年以降に誓約同盟に加盟した諸邦とその市民の場合、長く帝国最高法院を免れなかつたこと、属邦の場合、自己の存立を確保する上で帝国最高法院に依拠し、その維持費の支払いにも進んで応じたことを確認できるからである。また、両者の間では、対立性よりも共通性の方が目立つた。というのは、1499年の戦争を除けば、平和共存が常態だったし、帝国都市が本質的な構成部分であり、その寡頭化とオーブリッヒカイト化が進行するという特徴が共通するからである。

キーワード：スイス誓約同盟、シュヴァーベン同盟、シュヴァーベン・スイス戦争、帝国最高法院

## 第1章 はじめに

1499年のシュヴァーベン・スイス戦争を、スイス誓約同盟（以下、誓約同盟と略記）と神聖ローマ帝国（以下、帝国と略記）との関係において、一つの画期と見るのが通説となってきた。通説は、誓約同盟が、この戦争に勝利することで、仇敵のハプスブルク家の頭首を皇帝に頂く帝国から事実上独立できた、とするのである。

この通説は、エクスリの1890年の論文で確立し<sup>1)</sup>、現在も、スイスとドイツの学界で広く支持されている。日本の学界でも、森田安一編著『スイス・ベネルクス史』（山川出版社、1998年）や瀬原義生著「シュヴァーベン戦争について」（『立命館文学』第558号、1999年）がこの説を踏襲している。そして、皆川卓の近著、『等族制国家から国家連合へ—近世ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」—』（創文社、2005年）と「フェーデと近世国家」（山内進等編著『暴力—比較文明史的考察』、東京大学出版会、2005年）も、森田と瀬原の前著を引用しつつ、シュヴァーベン・スイス戦争を機に、

誓約同盟が帝国から事実上独立し、帝国から独立した誓約同盟と帝国に属するシュヴァーベン同盟とが、隣接しながらも、地域的に全く別々の政治団体を結成するにいたった、と断じている。

しかし、この通説に対しては、現在、有力な異説があることも否定できない。1947年のH.ジークリストの論文は、シュヴァーベン・スイス戦争を、通説が言うような帝国改革を拒否する誓約同盟に対する帝国の戦争などではなく、誓約同盟に対してハプスブルク家の頭首としての皇帝マクシミリアンとシュヴァーベン同盟が戦った地方的戦争に過ぎないとみなし、誓約同盟には、この戦争の前後を一貫して、帝国から独立しようとする意思などではなく、帝国の一員であろうとする意思こそが認められる、とする<sup>2)</sup>。帝国とハプスブルク家の頭首としての皇帝とを区別した上で、誓約同盟と帝国との関係に関する通説を再考しようとする発想は、1958年のK.モムゼンの著書にも共通して見られる<sup>3)</sup>。ジークリストとモムゼンの著作をもって嚆矢とするこの異説が、現在、無視し得ない影響力を持っていてことについて、筆者は、以前別稿で論じたことがあ

\* 西南女学院大学保健福祉学部福祉学科教授

る<sup>4)</sup>。本稿は、この異説に意義を認める立場から、皆川の近著の見解を確認したうえで、誓約同盟とシュヴァーベン同盟との関係を考えようとするものである。

## 第2章 誓約同盟とシュヴァーベン同盟についての皆川の見解

まず、ここでは、皆川の近著が、誓約同盟とシュヴァーベン同盟の関係について、どのような見解を示しているのかを確認しておこう。

### 1. 共通の裁判権威の欠如

皆川は、上記の近著において、誓約同盟を国家連合（独立した諸国家の、協定に基づく、永続的な結合）とし、シュヴァーベン同盟を等族同盟（領域支配の程度が多様な諸等族の、盟約による、非永続的な結合）とする。等族同盟は、普通、国家連合の特徴である領域性と持続性を欠いているが、シュヴァーベン同盟は、ドナウ川とレヒ川、ボーデン湖に挟まれた地域をほぼ完全に統合し、1488年から1534年まで半世紀近くも持続した点で独特である。

シュヴァーベン同盟が帝国内部の地域統合であったのに対して、誓約同盟は、当初「帝国自由」を確保するための盟約として出発し、15世紀初めまで、皇帝に特権の確認を求めるなど帝国法の枠組に留まっていたが、「仇敵のハプスブルク家が帝位を獲得した15世紀中期以降、帝国からの自立を志向する様になり、1499年の独立に至ったのである。」<sup>5)</sup>

シュヴァーベン同盟は、同盟に強く統合された等族間で紛争が暴力行為に発展するような場合、暴力的リアクション（裁判を前提とする予防的暴力）と司法（仲裁、仲裁裁定、仲裁裁判）によって暴力を禁止することが出来た。たしかに、同盟に強く統合された等族と同盟に弱くしか統合されていない等族あるいは同盟外の帝国等族との間では、紛争が暴力でしか解決されないという事態も起こりえた。同盟が両者間の共通の裁判権威となることが出来なかつたからである。しかし、両者間に共通の裁判権威が全く欠如していたわけではなく、国王宮廷での裁判や他の帝国等族による仲裁裁定、帝国最高法院による裁判など、帝国が提供する司法の場が存在したのである。

ところが、誓約同盟が帝国から独立し、上位権力を頂かない国家連合に成長してしまうと、シュヴァーベン同盟と誓約同盟の間には、帝国の司法の場を含めて、いかなる共通の裁判権威も存在しなくなつた。誓約同

盟の諸邦から帝国最高法院へ訴訟が行われることは皆無ではなかったが<sup>6)</sup>、それは、あくまでも、例外的現象に過ぎない。そして、共通の裁判権威が存在しないとすれば、もはや、両者間の紛争には政治交渉か暴力以外に解決手段が残されていないのである。このような事情を典型的に示しているのが、1499年の独立を挟んで繰り広げられたレーブリン家のフェーデ（1484～1500）に他ならない。

### 2. レーブリン家のフェーデ<sup>7)</sup>

まず、この事件の経過を辿っておこう。

事件の発端は、1484年に、シュヴァーベン同盟のウルム市の市民、C.ビューラーが誓約同盟のベルン市の市民、W.レーブリンに対して債務を履行しなかつたことにある。この事件の解決は、まず、ウルム市参事会による仲裁裁判に委ねられた。しかし、この仲裁裁判が失敗に終わると、レーブリンが、ウルム市に対して、ビューラーに債務履行義務を果たさせる努力をしていないとして、フェーデを通告するに至つた。その後、ウルム市がシュヴァーベンの諸都市やシュヴァーベン同盟による仲裁裁判を提案したり、ヴュルテンベルク伯とビベラッハ市が仲介に入ったり、誓約同盟が示談による解決を提案したりしたが、いずれも失敗に終わった。そして、ついに、1495年4月、レーブリンの息子達が、ベルン市周辺に滞在していた5人のウルム市民を捕縛するという形で、フェーデを執行するに至つたのである。フェーデの執行を受けて、事件の解決が一層急がれ、同年11月、誓約同盟の提案でコンスタンツ市による仲裁裁判が始まったものの、これは成果を挙げないまま中断された。事件は、1499年のシュヴァーベン・スイス戦争まで放置され、戦後処理の一環として、マインツ選帝侯による仲裁裁判に委ねられた。その後の状況は必ずしも詳らかではないが、誓約同盟の依頼により国王マクシミリアンやモンフォール伯、コンスタンツ市が仲介に入ったこともあって、1500年末、ウルム市がレーブリンの要求を呑む形で和解が達成された。

皆川は、誓約同盟が帝国改革を通して設立された新しい司法制度を認めようとしないので、シュヴァーベン同盟が誓約同盟との間に生じた紛争を解決しようとすれば、仲裁裁判かフェーデによるしかなかった、という。このうち、仲裁裁判は、地域権力の緩やかな結合が温存された西南ドイツやスイスのような地域で、共通の正当性を見出すために用いられ、発展していく制度である。しかし、この制度がシュヴァーベン同

盟と誓約同盟との間で安定的に機能することはなかつた。それは、たとえば、レーブリンがウルム市にフェーデを通告する事態になった時、ウルム市がシュヴァーベンの諸都市やシュヴァーベン同盟による仲裁裁判に向けて手を尽くしたもの、その努力がベルンのすげない拒否に遭って実らなかつたことにも示されている。すなわち、シュヴァーベン同盟と誓約同盟の間では、帝国の司法の場に加えて仲裁裁判も機能せず、いかなる共通の裁判権威も存在しなかつたのである。ついに、紛争が、フェーデの執行、さらには戦争という暴力のぶつかり合いで解決される他なかつた。こう、皆川は結論するのである。

この事件が度重なる仲裁裁判で解決されず、時には仲裁裁判を始めるこすら合意できずに、フェーデの執行と戦争に至つたのはたしかである。しかし、皆川の言うところをさらに辿ると、フェーデ執行後に、あらためてコンスタンツ市による仲裁裁判が試みられたこと、また、シュヴァーベン・スイス戦争後にも、マインツ選帝侯による仲裁裁判が始まられ、それによつて解決への道筋がつけられたことが確認できるのである。そうであるならば、皆川が、帝国改革とシュヴァーベン・スイス戦争後、誓約同盟とシュヴァーベン同盟・帝国との間には共通の裁判権威がなく、両者の関係は「国際関係」であると断定していることには、慎重さが欠けているのではないだろうか。

では、仲裁裁判のことはひとまず置くとしても、帝国の司法の場の方は、やはり、誓約同盟に無縁だった、と言いうのだろうか。これについては、章をあらためて検討したい。

### 第3章 誓約同盟と帝国の司法の場との関係<sup>8)</sup>

帝国の司法の場のうち、誓約同盟との関係が確認されるのは、皆川が断つているように、帝国最高法院である。誓約同盟と帝国最高法院との関係を考える場合、誓約同盟を一括りにするのではなく、正規の構成員である邦 Ort と準構成員である属邦 zugewandte Ort を、また、邦の中でも、帝国最高法院の設置を決めた1495年のヴォルムス帝国議会以前に加盟していた邦とその後に加盟した邦とを区別して、分析することが必要である。

#### 1. 1495年以前に加盟していた諸邦の場合

この諸邦一それは、13邦中10邦と、誓約同盟の大勢を占める一は、皇帝から、不上訴の特権ではないにしろ、

不移管の特権を付与されていたので、自分たちがすでに帝国の裁判所を免れているものと思い込んでいた。不移管の特権は、帝国最高法院令が、一般に、帝国等族の臣民に対する訴訟の初級審を当該等族の裁判所としたことで、もはや、特権としての意義が失われたはずである。しかし、諸邦は、この特権を、それだけで帝国の裁判所を免れうる根拠とみなしていたから、皇帝マクシミリアン2世（在位1564—76）に至る歴代の皇帝に、その確認を求めるのを止めようとはしなかつたのである。

さて、帝国最高法院が管轄するのは、帝国等族に対する訴訟と帝国等族の裁判所からの控訴である。帝国最高法院の管轄区域には特別な定めがなく、スイスを含む全帝国がそこに入ると考えられていた。しかも、誓約同盟は不上訴の特権を持たなかつたから、誓約同盟が帝国最高法院の裁判に巻き込まれる可能性は、理論上は、排除されなかつた。1499年のバーゼルの和の第9項が、帝国最高法院に係争中の誓約同盟の邦と属邦に係わる全ての訴訟を破棄したが、それも、帝国最高法院が誓約同盟を管轄区域に入れることを原則的に否定したものとはいえない。誓約同盟が帝国最高法院を初めとする帝国の司法の場から正式に解放されるには、1648年のウェストファリア条約のスイス条項が、「バーゼル市と誓約同盟の他邦が完全な自由と帝国からの免除を所有しており、帝国の法廷と裁判所の管轄に服さない」ことを承認するのを待たねばならなかつた<sup>9)</sup>。

しかし、理論上はともかく、現実上は、この諸邦にとって、帝国最高法院がごく小さな意義しか持たなかつたのはたしかなことである。第一に、諸邦は、諸邦内の紛争が帝国最高法院へ向かうことを抑止するのに成功した。なぜならば、邦と邦との紛争では、同盟文書に、上訴が許されない仲裁裁判で解決することが定められていたし、諸邦の臣民同士の、あるいは、臣民と邦との紛争でも、同盟文書に定められていたわけではないが、同様の解決が強く勧奨され、実行されたからである。第二に、諸邦は、遅れて加盟した邦（バーゼル市・シャフハウゼン市）や属邦（ザンクト・ガレン市）と比べて、誓約同盟外の機関・個人との紛争に巻き込まれ、帝国最高法院へ訴えられる可能性がずっと少なかつた。なぜならば、後者の場合、後述のように、誓約同盟への加盟後も帝国台帳に記載され、明らかに帝国等族と見なされ続けたので、支払いを求められた帝国税の不払いを理由に国庫長官によって、あるいは、権利の侵害を理由にその回復を求める者によって、しばしば帝国最高法院に訴えられたし、また、誓約同盟

の北辺に位置するがゆえに、この邦・属邦の臣民と誓約同盟外の等族の臣民との頻繁な接触から紛争が生じやすく、それがときに帝国最高法院への上訴に至つたからである。それに対して、前者のはあい、そのような事情がなかったか、稀だったのである。

## 2. 1495年以降に加盟したバーゼル市の場合

### a. 帝国税の不払いを理由とする帝国最高法院での訴訟

1495年以前に誓約同盟へ加盟していた諸邦は、15世紀において、もう帝国税の支払いに応じていなかつた。この諸邦は、1480年までの諸帝国台帳で都市部門に記載されていたが、支払いに応じようとせず、帝国にもそれを改めさせる手立てがなかつたので、1481年と1486年の台帳では、ベーメンやブルグントと同列に、支払いが期待できない帝国周辺部の部門に移され、長く利用されることになる1521年の台帳からは、ついに、抹消された。

それに対して、1501年に邦の資格で誓約同盟に加盟したバーゼル市とシャフハウゼン市の場合は、1521年の台帳にも記載され、同年、帝国最高法院と帝国統治院の維持費の支払いとカール5世のローマ征行への援助を求められた。翌年、ローマ征行援助が対トルコ防衛援助に切り替えられたとき、両市がその支払いを拒否すると、国庫長官によって帝国最高法院に召喚されるという事態が発生した。この問題への対応策を協議するために開催された誓約同盟代表者会議で、バーゼル市は、自由都市であることを根拠にして、支払い拒否を正当化しようとした。すなわち、バーゼル市は、自由都市が義務づけられるのはローマ征行援助だけなので、対トルコ防衛援助に関しては、キリスト者の任務として自発的に行うことには同意できるとしても、帝国台帳によって義務付けられるべきではない、と主張したのである。このとき、誓約同盟代表者会議は、バーゼル市等が帝国に対してどのような援助に応ずるべきなのかという根本問題には立ち入らずに、この援助の要求が皇帝の了承なしに行われているという手続き上の欠陥を指摘して、帝国統治院と帝国最高法院に援助の免除を要請する方針をとった。

1540年代に入ってトルコ危機が再燃すると、1542年/44年に、対トルコ防衛費と帝国最高法院維持費を賄うために、帝国一般直接税が、1521年の台帳に記載されている帝国等族に要求された。1542年3月、誓約同盟代表者会議は、この租税の支払いを、二つの理由を挙げて拒否している。第一に、租税の支払いを要求され

ているバーゼル市等が、誓約同盟への加盟後、そのような税を支払ったことがない、という慣習上の理由である。第二に、誓約同盟の諸邦が、皇帝の特権により帝国最高法院を、従つて、その維持費を賄う租税をも免れているという理由である。帝国最高法院を免れていたという理由は、上述のように、皇帝の特権に不上訴特権が含まれていないから根拠薄弱と言わざるを得ないが、誓約同盟の諸邦は、その妥当性を信じて疑わなかった。一方、バーゼル市は、租税の支払いを拒否する理由として、次の二つを挙げた。その第一は、誓約同盟代表者会議が挙げた第二の理由と同一であり、第二は、自由都市として、ローマ征行以外に義務がないということである。

バーゼル市が帝国の租税を拒否するとき、皇帝の特権により帝国最高法院を免れていることでは他邦と共に通であるが、誓約同盟への加盟後の慣習を挙げず、誓約同盟に加盟後も帝国の自由都市の地位にあることを主張することでは独特であった。

誓約同盟は、バーゼル市等の租税支払い拒否を法的に正当化するのには困難が伴うと認識せざるをえなかつたので、政治的解決を図るしかないと判断した。すなわち、1544年、誓約同盟は、ハプスブルク家に誓約同盟との共存を保証してきた永代同盟 Erbeinung の更新に応じる意向を示すことと引き換えに、皇帝カール5世を、租税支払い拒否に関する帝国最高法院における全ての訴訟を皇帝の権限で停止することへと促したのである。それに応えて、カール5世は、訴訟を一時停止させた。それによって、バーゼル市等は、法的に帝国税から解放されたわけではないが、現実的には、もうその支払いを求められることなくなった。そして、この現実が、1547/48年のアウクスブルク帝国議会の最終決定によって、帝国最高法院の維持費を支払わなくとも起訴しない帝国等族の中に、バーゼル等の誓約同盟の都市が含められたことにより、法的にも追認されたのである。

### b. ハーゲンバッハの訴訟

これは、1536年、元バーゼル市民、M.ハーゲンバッハが帝国最高法院へ起こした訴訟で、バーゼル市に対して、彼のフェーデ断念誓約を解除するように求めたものである。バーゼル市は、帝国最高法院へ訴えられる事態にいたつたことを、誓約同盟への加盟後、不移管の特権を含む諸特権を皇帝に確認させるのを怠ってきた結果と捉えた。このことが、1541年に、バーゼル市をカール5世による特権の確認へと向かわせたので

ある。この訴訟において、バーゼル市は、帝国最高法院への召喚を無視して公然と帝国に反抗するようなことはせず、カール5世によって特権が確認されたことを有力な論拠として、帝国最高法院の管轄に異議を唱え、審理を引き伸ばすことで、帝国最高法院の判決を回避しようとした。皇帝の特権によって帝国最高法院を免れようとするのは、上述したように、同時期の帝国一般直接税をめぐる訴訟の場合にも見られたことである。これに対して、ハーゲンバッハは、不移管の特権ではバーゼル市が帝国最高法院を免れるのに足りないことを鋭く突いた。結局のところ、帝国最高法院の判決がハーゲンバッハのフェーデ断念誓約が有効であることを確認しただけで、帝国最高法院の管轄権の問題には踏み込まなかったので、管轄権の問題は、依然として未解決のままに残された。

#### c. フアブリの訴訟

これは、ハーゲンバッハの訴訟が終結した直後に起きた訴訟である。バーゼル市が、同市の司教座聖堂司祭長に、教皇によって任命されたJ. フアブリに代えてジークムント v. フィルトを任命したところ、フアブリが、司祭長職の収入の引渡しを求めて、バーゼル市を帝国最高法院に訴えたのである。帝国最高法院は、バーゼル市とフィルトに対して、フアブリに収入を引き渡すか、引き渡すことへの異議を提出するように命じた。バーゼル市が形式的な異議を提出するだけで、裁判に実質的に関与しようとしないので、帝国最高法院は、収入の引渡しを命じた。バーゼル市は、すでにハーゲンバッハの訴訟を通じて、帝国最高法院を免れるには不十分な特権しか与えられていないことを認識させられていたし、有利な判決も期待できないので、法的でなく、政治的な解決を図った。すなわち、誓約同盟の支援を受けて皇帝に働きかけ、皇帝の指示によりフアブリに訴訟を取り下げさせたのである。

#### d. ヴァハターの訴訟

この訴訟は、a～cと違って、バーゼル市ではなく、バーゼル市民を帝国最高法院の裁判に巻き込んだ事例である。1640年、誓約同盟外のシュレットシュタット市のぶどう酒商、ヴァハターとバーゼル市の運送業者との間で、運送業者の馬がフランスの騎士の襲撃で失われたことをめぐって、損害賠償訴訟が起こった。ヴァハターが初級審であるバーゼル市裁判所の判決を不服として、帝国最高法院に上訴した。帝国最高法院は、運送業者の不出頭を理由に、ヴァハターに帝国内

にあるバーゼル市民の財産を差し押さえることを認め、実際に、1646年、差し押さえが執行されたのである。このように、バーゼル市民が帝国最高法院の裁判に巻き込まれる事態がなくならないことは、当時の市長、ヴェトシュタインにとって、憂慮すべきことに思われた。この事件を契機として、彼がウェストファリア講和会議に赴き、講和条約のスイス条項で、とくにバーゼル市の名を上げて、帝国からの免除と帝国の裁判所からの自由を達成したことは、よく知られている<sup>10)</sup>。

このように、1495年以降に加盟したバーゼル市は、シュヴァーベン同盟の存続期間を超えて1540年代まで、帝国税の支払いを求める国庫長官によって、あるいは不利益の解消を求める個人によって、帝国最高法院に訴えられることがあった。バーゼル市は、付与されていた特権の不備のためにその訴訟を回避することが難しかったので、誓約同盟と皇帝との政治交渉による解決に期待せざるを得なかった。その結果、バーゼル市が帝国最高法院を免れうるようになったが、バーゼル市民が帝国最高法院の裁判に巻き込まれる事態は、1648年のウェストファリア条約まで続いたのである。

なお、帝国最高法院がバーゼル市と同市民をしばしば裁判に巻き込んだことが、同法院を同市民にとって馴染み深いものとした面がある。同市民は、他邦の市民・臣民に比べて、自分の権利を守るために帝国最高法院を利用することでためらいが少なかつたのである。たとえば、1631年に、バーゼル市の市民がヴュルテンブルク公を義務不履行の理由で訴えているし、1640年には、誓約同盟のフリブルー市の市民とバーゼル市の市民との間で保証金をめぐる紛争が生じた時、バーゼル市民が、初級審のフリブルー市参事会の判決を不服として、帝国最高法院に上訴している。

### 3. 属邦、ザンクト・ガレン市の場合

ザンクト・ガレン市は、1454年、誓約同盟の5邦と永久同盟を締結した。この同盟で、同市は、属邦の地位にあり、5邦に対して軍事援助を無条件で義務づけられる一方、5邦から軍事援助を条件付でしか期待できなかった。属邦の地位にあって、邦の場合ほどには誓約同盟の保護を期待できないことは、同市が帝国の諸機関との繋がりを切るのを難しくした。同市は、皇帝による特権の確認を、諸邦が止めた後も、1648年のウェストファリア条約の直前まで求め続けたし、次に述べるように、帝国最高法院とも深い係わりが続いたのである。

ザンクト・ガレン市と帝国最高法院との係わりが最初に生じたのは、ファルンビューラー訴訟による。この訴訟のきっかけは、ザンクト・ガレン修道院のロールシャハへの移転を阻止しようとして、ザンクト・ガレン市とアッペンツェルがロールシャハ修道院を破壊したことだった。1490年、同市と同修道院を保護する誓約同盟の4邦との平和協定が成立し、平和破壊の首謀者とされた同市の市長、ファルンビューラーが、同市から追放された上に、財産を没収された。これに対して、ファルンビューラーが、同市への帰還と財産の返還を求めて、同市を王室裁判所に訴え、1495年以降、この訴訟が帝国最高法院で審理されることになったのである。この訴訟は、1498年、国王の調停で合意に達し、ファルンビューラーが没収された財産を回復して終わった。

この訴訟の間、誓約同盟は、ザンクト・ガレン市に支援を惜しまず、合意までの間、王室裁判所ないし帝国最高法院によって下された諸決定に抗議した。その際、特徴的なのは、誓約同盟が抗議の矛先を向けたのは、決定の内容に対してであり、帝国最高法院の管轄権に対してでなかったことである。この時点で、誓約同盟は、帝国最高法院が属邦、ザンクト・ガレン市に管轄権を及ぼすことを否定していなかった、といえる。

一方、ザンクト・ガレン市の方にも、帝国最高法院に依存しなければならない事情があった。というのは、ライン川・ボーデン湖を越えて取引する自市の商人への法的安全保障を帝国最高法院に期待したからである。そこで、バーゼル市等とは違って、帝国最高法院の維持費の支払いを拒否しなかった。本章の2. a. で述べたように、1540年代に入って、対トルコ防衛費と帝国最高法院維持費が一括して要求された。そのときも、ザンクト・ガレン市は、国庫長官に、対トルコ防衛費の不払いを理由に起訴されないならば、帝国最高法院維持費を支払い続ける用意があるとの立場を表明した。しかし、国庫長官がその不起訴を約束しないので、同市は、1543年、誓約同盟から保護の約束を取り付けた上で、帝国最高法院維持費の支払いを止める立場に転じざるを得なかった。こうして、どの邦よりも帝国最高法院と緊密な関係を維持してきたザンクト・ガレン市も、ついに、誓約同盟の政治解決路線に乗ることにより、バーゼル市等と共に、帝国最高法院維持費の支払いを免れるに至ったのである。

#### 第4章 誓約同盟とシュヴァーベン同盟

これまで、レーブリン家のフェーデが仲裁裁判で解決の道筋を付けられたこと、また、1495年以降に誓約同盟に加盟した邦や属邦が、少なくともシュヴァーベン同盟が存在していた時期には、帝国最高法院を免れていなかつたことを見てきた。そうだとすれば、誓約同盟とシュヴァーベン同盟の間に共通の裁判権威が存在せず、両者間の紛争が政治交渉か暴力以外では解決できなかつたと断じることには、無理があるだろう。では、両者の関係をどのように捉えたらよいのだろうか。

##### 1. シュヴァーベン・スイス戦争

誓約同盟とシュヴァーベン同盟との関係を疎遠、それどころか敵対的と捉えるとき、いうまでもなく、両者が1499年に激しい戦争をしたことが根拠になる。それ以前から、スイスの人々とシュヴァーベンの人々の間に、同じアレマン人でありながら、異なる民族集団に属するという疎遠的な感情があった。それは、H.マウラーが、1458年のプラッパート戦争に関するスイス人の年代記とシュヴァーベン人の年代記を比較することで、明らかにしている通りである<sup>11)</sup>。そして、皆川が注目するレーブリン家のフェーデや上述したザンクト・ガレン市に係わるファルンビューラー訴訟が、その感情を敵対的な感情にまで高めるのに寄与した。また、シュヴァーベン同盟の全構成員ではないにしても、それを主導するハプスブルク家は、スイスに敵対的であった。同家にとって、誓約同盟がスイス内の旧領を占領し続け、インスブルック政庁から亡命した親ヴィットルスバッハ派を匿い、前部オーストリア方面に進出を企てるプロアルツ選帝侯と連携することは、看過できることではなかつたからである。誓約同盟にとっても、ハプスブルク家に主導されるこの同盟は、発足時から、敵対的と受け止められた。

しかし、誓約同盟とシュヴァーベン同盟が戦争したのは、この時だけである。完敗を喫したシュヴァーベン同盟ばかりでなく、誓約同盟も、二度と戦争を企てようとはしなかつた。H.カールに依れば、そこには、次のような経済的理由があった<sup>12)</sup>。スイスは、15世紀以降、穀作を縮小し大型家畜の飼育を拡大したので、穀物と塩（飼料への添加と肉・チーズの保存に必要）の輸入が不可欠になった。ところが、主に、穀物は上シュヴァーベンとエルザスから、塩はバイエルン・チロルの製塩所からシュヴァーベンを経由して供給され

るので、誓約同盟は、この戦争を通じて、その供給がシュヴァーベン同盟の封鎖で止められる危険性を痛感させられたのである。戦争が一度だけだったこと、また、誓約同盟とハプスブルク家との敵対関係にも1511年の永代同盟で終止符が打たれたことを見れば、誓約同盟とシュヴァーベン同盟の関係を敵対的と片付けてしまっては一面的に過ぎるであろう。シュヴァーベン同盟も誓約同盟も、この戦争から、平和共存に最高の優先順位を与えなければならない、という結論を引き出したのである。

## 2. 社会的敵対について

誓約同盟とシュヴァーベン同盟の関係を敵対的に捉えるのに加勢するのは、両者の社会的構成が相違しているという議論である。農村邦と都市邦が連合した誓約同盟を反封建的・ゲノッセンシャフト的、貴族と都市の連合に諸侯が加わって発足したシュヴァーベン同盟を封建的・ヘルシャフト的と規定することが、今でも広く行われている<sup>13)</sup>。それに通じる議論は、すでに、シュヴァーベン・スイス戦争時にも見られたのであり<sup>14)</sup>、皇帝マクシミリアンが、開戦に当たって、誓約同盟を「悪く、粗野で、下劣な農民」と弾劾したことは、よく知られている。それは、社会の最下位にあって生きるべき「農民」が上位の貴族を抹殺して、自ら領主に成り上がりようとしている、すなわち、神の秩序に反して、権力の奪取を企んでいるとの非難に他ならない。シュヴァーベン同盟の貴族が誓約同盟に対して抱いた恐怖と憤激は、皇帝のそれに劣らない。たとえば、ルツェルンの市民がコンスタンツ市で「農民」と侮辱されたことを理由に、コンスタンツ市に対してフェーデを執行することを躊躇わない（プラッパート戦争）誓約同盟は、シュヴァーベン同盟の貴族にとって、貴族の身分的特権を侵害する許しがたい存在に思われた。それに対して、誓約同盟、特に都市邦の指導者は、「敬虔で高貴な農民」と自称することで反撃した。彼らは、「敬虔で高貴」という支配者に期待される資質を備えた自分たちこそ、それを喪失してしまった貴族よりも支配者に相応しいと主張し、「農民」という言葉で、神に喜ばれる仕事に勤しみ、社会を変革するために神に選ばれた存在であるとの自負を示したのである。

しかし、H.カールは、誓約同盟とシュヴァーベン同盟のこのような異質性だけでなく、共通性にも目を向けるべきだと提唱している<sup>15)</sup>。共通性とは、第一に、帝国は、帝国改革の結果、選帝侯と諸侯の意向に沿う、高度に貴族的な構成体として形成されつつあったが、

そのような帝国に、農村邦と都市邦からなる誓約同盟が居場所を見つけられなかつたのは当然として、シュヴァーベン同盟もはじめなかつたことである。シュヴァーベン同盟では、帝国議会で限定的な関与しか許されなかつた伯・高位聖職者と帝国等族資格すら疑われかけた帝国都市とが同盟の核を形成し、その一方で、帝国の中核である諸侯には、当初、準構成員の資格しか与えられず、対等な資格が与えられたのは、ようやく1500年のことだった。

第二に、誓約同盟とシュヴァーベン同盟で、帝国都市が本質的な構成部分をなすとともに、その帝国都市が、ともに、寡頭化とオーブリッヒカイト化の傾向を示したことである。シュヴァーベン同盟の帝国都市に関しては、E.ナウヨクスが、ウルム等の三市を例に、ツンフト都市がシュヴァーベン同盟への加盟を機に寡頭化・オーブリッヒカイト化の傾向を強めていくことを解明した<sup>16)</sup>。たとえば、ウルム市出身の同盟団長、ベッセラーは、同盟会議で都市に新たな負担を求める決議が行われたとき、ウルム市参事会に対して、この件に関する議論を参事会の内部に留め、外部に漏らさないように提唱することがあった。というのは、それが、他の同盟等族の流儀に合致し、一般市民の反発を惹起しないで済むやり方であったからである。また、他の同盟等族が、都市の代表に対して、共通の関心事を実行するために必要ならば臣民に対抗しても行動すること、同盟会議での協議に関して秘密を守ることなどを求めたときも、都市の代表は、それに従っていくのである。寡頭化・オーブリッヒカイト化は、誓約同盟の帝国都市よりもシュヴァーベン同盟のそれで顕著だとする議論があるが、誓約同盟の帝国都市に関しても、同じ傾向が認められるのである。すなわち、共同支配領の獲得により誓約同盟代表者会議の役割が大きくなつたこと、ヨーロッパの国際政治における誓約同盟の存在感が増したこと、公私の傭兵取引一年金支払が浸透したことなどにより、都市の行政・外交・軍事を掌握する寡頭的な指導層が力を強めた。また、1481年のシュタット協定で、当局の許可のない民衆集会の禁止・他邦の臣民の扇動禁止・臣民の暴動の共同鎮圧などが定められたことにより、都市は、オーブリッヒカイトとしての性格を強めていたのである。

文献

- 1) W.Öchsli, Die Beziehungen der schweizerischen Eidgenossenschaft zum Schwabenkrieg, in: Hiltys Politisches Jahrbuch der Schweizerischen Eidgenossenschaft 5, 1890
- 2) H.Sigrist, Reichsreform und Schwabenkrieg, in: Schweizerische Beiträge zur allgemeinen Geschichte 5, 1947
- 3) K.Mommsen, Eidgenossen, Kaiser und Reich, 1958
- 4) 柳澤伸一「1500年前後における誓約同盟と帝国との関係」、『西南女学院短期大学研究紀要』第46号、1999
- 5) 皆川卓『等族制国家から国家連合へ』、13
- 6) 皆川卓「フェーデと近世国家」、75－76
- 7) この項は、皆川『等族制国家から国家連合へ』、191－199と皆川「フェーデと近世国家」、56－76を参照した。
- 8) この章は、B. Braun, Die Eidgenossenschaft, das Reich und das politische System Karls V., 1997, Teil 1 Die Eidgenossenschaft und das Reich, F. Die Eidgenossen und die Reichsgerichtsbarkeit, 185-203 によるところが大きい。ここからの引用については、いちいち断らない。

- 9) 柳澤伸一、「ウェストファリア条約のスイス条項」、『西南女学院短期大学研究紀要』第48号、2001、1－2
- 10) 同上、2－3
- 11) H.Maurer, Formen der Auseinandersetzung zwischen Eidgenossen und Schwaben: Der »Plappartkrieg« von 1458, in; hrsg. von P.Rück, Die Eidgenossen und ihre Nachbarn im Deutschen Reich des Mittelalters, 1991, 193-214
- 12) H.Carl, Eidgenossen und Schwäbischer Bund – feindliche Nachbarn?, in; hrsg. von P.Rück, Die Eidgenossen und ihre Nachbarn im Deutschen Reich des Mittelalters, 1991, 237-244
- 13) H.Carl, Der Schwäbische Bund 1488-1534, 2000, 451-452
- 14) 柳澤伸一、「ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識」、『西南女学院大学紀要』第9号、2005、62－63
- 15) H.Carl, 注12の文献、244－265
- 16) E.Naujoks, Obrigkeitsgedanke, Zunftverfassung und Reformation. Studien zur Verfassungsgeschichte von Ulm, Esslingen und Schwäbisch Gmünd, 1958, 24-42

## The Swiss Confederacy and the Swabian League

Shinichi Yanagisawa

### <Abstract>

It is generally said that the Swiss Confederacy became independent of the Holy Roman Empire after the Swabian-Swiss War of 1499. According to the general theory and giving an example of the feud between a citizen of Bern and the city of Ulm, T. Minagawa remarks in his recent book that there was no common authority of jurisdiction between the Swiss Confederacy out of the Empire and the Swabian League in the Empire, and so nothing remained but political negotiation or a war to solve the conflict. And Minagawa judges the relation of the Swiss Confederacy to the Swabian League to be the international one.

But it is a bit too hasty to conclude that there was no common authority of jurisdiction between them. Because we can confirm these facts ; 1. The feud cited by Minagawa was settled judicially by arbitrations. 2. Some cantons which came to the Swiss Confederacy after 1495, such as Basel, were not exempted from the High Court for a long time. 3. Sankt Gallen, a subordinate member of the Swiss Confederacy, was depended on the High Court to stand forth and was willing to share the cost to maintain it. And further, the commonness was stronger than the antagonism between them. Because peace was the norm except the Swabian-Swiss War and the free cities which showed the oligarchic and authoritative tendency were essential to both unions.

Keywords : Swiss Confederacy, Swabian League, Swabian-Swiss War, High Court